

「中国向け輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検等」に関するQ & A

令和3年2月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課

本Q & Aは「中国政府の要請に基づく輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検等の実施について」（令和3年2月12日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）に関する質問事項についてQ & Aとして取りまとめたものです。

本Q & Aは、逐次、更新していくこととしています。

問1 なぜ今回の点検等が必要になったのですか。

（答）

令和2年12月、中国政府により、中国向け輸出水産食品認定施設（以下「認定施設」という。）に対してビデオ査察が実施されました。その結果、中国が定める衛生要件に適合していない事項が確認され、施設の基準適合性の確認手続きの改善が求められました。

このため、中国政府から示された衛生基準の詳細なチェックリストへの適合性について、全ての認定施設を対象に事業者による自主点検及び日本側当局による確認（以下「点検等」という。）の上、中国政府に対して認定施設リストを提出することが必要となりました。

問2 今回の点検等は、どの施設が対象になりますか。

（答）

加工施設、保管施設を問わず、全ての認定施設が対象となります。また、認定手続中の施設（認定施設リスト未掲載を含む。）についても、点検等の対象となります。

問3 今回の点検等の手続の流れを教えてください。

（答）

今回の点検等の流れは以下のとおりです。別添も御参照下さい。

①認定施設等へ質問票等の送付

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課から、認定施設及び認定手続中の施設（以下「認定施設等」という。）宛てに事務連絡を関係書類と

ともに郵送しています。

②質問票への回答（提出期限：本年3月5日（金））

認定施設等は、中国の衛生要件及び必要資料（輸入水産物海外生産企業の登録主要要件及び照合検査（第四部分）点検表（事務連絡別添3-1）及び「輸入水産物海外生産企業の登録要件及び照合検査（第四部分）」に係る添付資料一覧（事務連絡別添3-2））の内容を確認の上、質問票（事務連絡の別添2）に施設認定の維持の希望の有無を記入し、本年3月5日（金）までに衛生証明書発行機関宛てに送付下さい。

③自主点検及び関係資料の提出（提出期限：本年4月30日（金））

認定施設等は、事務連絡別添3-1に基づき自主点検を行い、「輸入水産物海外生産企業の登録主要要件及び照合検査（第一及び第二部分）」（事務連絡別添4）及び事務連絡別添3-2に必要事項を記入の上、事務連絡別添3-2の添付資料とともに、本年4月30日（金）までに衛生証明書発行機関宛てに提出して下さい。

資料の提出は、随時受け付けています。資料の提出後、順次、④の現地確認を行いますので、4月30日（金）以降に輸出予定がある施設におかれては、速やかに対応をお願いします。

④衛生証明書発行機関による書類確認、現地確認等

関係資料の受理後、施設を所管する衛生証明書発行機関から、現地確認の日程等について連絡しますので、対応をお願いします。現地確認は、速やかに実施する予定としています。

なお、提出資料、現地確認等において中国の衛生要件に適合しないことが確認された場合には改善措置等が必要となります。

⑤中国政府への認定施設リストの送付

④の手続において、チェックリストへの適合性が確認できた施設については、認定施設リストへの掲載を中国政府に要請することとしています。

問4 中国政府から示された衛生基準の詳細なチェックリストとは、どのようなものですか。また、認定施設はどのような対応が必要になりますか。

（答）

中国に水産食品を輸出するためには、中国政府が定める衛生基準に適合する必要がある、その内容は「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大

臣決定)の別紙 CN-S1「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」(以下「要綱」という。)の別添 1-1 及び別添 1-2 (以下「別添」という。)に示しています。

今回、中国政府から示されたチェックリストは、別添の項目ごとに認定施設が実施すべき事項が記載されているため、各項目に適合している旨を関係文書、記録等の確認により自主点検いただいた上で、事務連絡別添 3-2 及び別添 4 を添付資料とともに、衛生証明書発行機関に提出いただく必要があります。

問 5 今回の点検等が完了するまでの間、輸出は可能ですか。

(答)

既に認定施設リストに掲載されている施設については、問 3 に従い、期日までに②及び③に対応いただくことにより引き続き輸出が可能です。

問 6 チェックリストへの適合性を確認した認定施設等については、認定施設リストに掲載されるとのことですが、点検等の手続が完了しなかった場合にはどうなりますか。

(答)

認定施設等が、問 3 の②～④に対応し、かつ、提出書類、現地確認等における指摘事項に対する具体的な改善計画(措置完了期限を含む。)を衛生証明書発行機関に提出した場合には、認定施設リストに掲載することとします。

なお、改善措置が完了した際には、衛生証明書発行機関にその旨の報告して下さい。

問 7 今回の点検等に対応しなかった場合にはどうなりますか。

(答)

今回の点検等においては、問 3 に記載のとおり、認定施設等は、②質問票に回答し、②自主点検及び関係資料の提出をした上で、③衛生証明書発行機関による現地確認を受け、チェックリストへの適合性を確認する必要があります。

これらの手続に対応いただけない場合には、衛生証明書の発行を停止し、認定施設リストから削除することとしております。なお、衛生証明書の発行停止日等については、別途通知にてお知らせします。

問 8 今回点検等を受けなかった場合、再度認定を得るにはどのような手続が必要ですか。

(答)

今後、関係省令及び要綱を改正し、認定等の手続に今回の点検等の追加を予定していますので、認定施設リストから削除された場合には、今回の点検等と同一の手続が必要となります。

なお、認定施設リストの掲載にあたっては、中国政府による登録手続が必要となり、手続き完了までに数か月以上の期間を要する場合がありますので、輸出の予定がある場合は、今回御対応いただくようお願いします。

問9 今回の点検等に合わせて認定事項の変更をしたい場合は、どのようにすればいいですか。

(答)

今回の点検等に合わせて、認定事項（輸出品目（登録製品種類）、加工工程（登録製品の加工工程）、生産能力（生産加工能力）等）の変更をしたい場合には、問3の③の手続の際に、「輸入水産物海外生産企業の登録主要要件及び照合検査（第一及び第二部分）」（事務連絡別添4）に変更事項が分かるように記載の上、衛生証明書発行機関に提出して下さい。

なお、記載方法については、事務連絡に同封した記載例を参照して下さい。

問10 新規の認定申請をすることは可能ですか。

(答)

新規の認定を希望する場合には、要綱の6を参照の上、施設を管轄する施設認定機関宛てに認定申請をして下さい。

この場合、認定施設リストへの掲載にあたり、問3の③及び④に対応いただく必要があります。なお、この対応は、施設を管轄する衛生証明書発行機関となりますので留意して下さい。

また、今後、関係省令及び要綱を改正し、認定等の手続に今回の点検等を追加する予定としていますので、今回の点検等と同一の手続が必要となります。

問11 中国政府によるビデオ査察では、どのような指摘を受けましたか。

(答)

ビデオ査察において、中国政府から食品安全の管理・コントロールに係る主な指摘事項の例は以下のとおりです。

- 工場区域の道路が平坦でなく、大量の水溜まりが存在する（要綱別添1－1の3.2.3）。
- 加工場内の床面に水溜まりが存在する（要綱別添1－1の4.2.5.2）。

- 冷蔵庫内の製品が分類、標識されていない状態で保管されている（要綱別添 1－1 の 5.1.8.3）。
- 作業場内の温度計の測定温度が不正確である（要綱別添 1－1 の 5.2.2）。
- 作業室内の製品、物品の整理ができておらず、交差汚染のリスクが存在する（要綱別添 1－1 の 5.1.8.3）。

問 12 今回の点検等において、輸出者が対応すべき事項はありますか。

（答）

輸出者におかれては、今回の点検等に直接対応いただく事項はありません。しかしながら、輸出者が取り扱う輸出水産食品を加工又は保管する認定施設が点検等に対応しない場合、これらの認定施設は衛生証明書の発行停止や認定施設リストから削除されますので、認定施設と連携して適切に対応して下さい。